

周南市地域自立支援協議会 平成26年度 第4回定例協議会会議録

1 場所 周南市文化会館 地下練習室1

2 日時 平成27年3月13日 午後3時から午後4時40分

3 出席状況

(1) 出席委員

藤村会長、津永副会長、徳毛委員、澤重委員、田中委員、岡崎委員、
通山委員、堀江委員、小林（三）委員、服部委員、野崎委員、
片山委員、佐藤委員、渡辺委員

(2) 事務局

障害者支援課長、外2名

(3) 傍聴者 無し

4 審議等経過及び結果

(1) 議事

◇会長 それでは、議事の(1)ですが、今回、年度末ということで各専門部会の部会長さんの出席をお願いしております。本年度の事業報告について、部会長さんより資料の説明をお願いします。

順番は、相談支援会議、地域生活部会、就労部会、教育部会の順でお願いします。

[資料の1～7ページにより相談支援会議議長並びに各専門部会部会長が説明。①相談支援会議 ②地域生活部会 ③就労部会 ④教育部会]

◇会長 今の各部会の説明について、何かご質問やご意見は、ありませんか。

◇委員 就労についてですが、一般就労した方に対する就労後のサポートはどのようになっているのですか？一般就労した方がそのまま続いているといいのですが。

◇部会長 一般就労された方の就職中のサポートや離職された場合のサポートは、障害者就業・生活支援センターがハローワークと連携して行っています。また就労移行支援事業を利用して就労した方については、当該就労移行支援事業所が一定期間引き続きサポートしています。

◇委員 以前、下松市の自立支援協議会の行った就労系の施設見学に参加した際、施設のスタッフの努力とやる気が必要だと感じました。

◇会長 何かご質問やご意見は、ありませんか。

〔他に委員から質疑はなかった。〕

◇会長 それでは、議事の(2)「障害者計画及び障害福祉計画のパブリックコメントへの対応と最終案」について事務局より説明をお願いします。

〔事務局よりパブリックコメントの結果について説明した後、障害者計画について、パブリックコメントを受けて、修正した点を説明する。〕

◇会長 今回の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問は、ありませんか。

◇委員 23ページの生活環境のところの【これからの取組み】のところで、共同生活を行うグループホームの記載がありますが、現状と今後の見込等はどのようになっていますか。知的障害のある子を持つ親もそうですが、障害者本人も高齢化が進んでおり、在宅での生活が困難になりつつあります。

◇事務局 この障害者計画では、その利用の促進を図っていきますという記述になっていますが、数字的なものは障害福祉計画の28ページに記載してあります。ここではグループホームの入所者数が伸びて行くの見込んでいます。市は直接、グループホームを設立するということはありませんが、この計画を事業者等に提示するまた、事業者との会議の場などで、市の考えを伝えていくことにより、取り組みを促すことになるのではないかと考えています。

◇委員 4月1日より、少人数のグループホームもスプリンクラーの設置が義務付けられこととなっていますが、行政からの助成はあるのですか？

◇事務局 市としての助成制度はありません。施設の改修に対する国の補助制度はありますが、規模の大きいものから優先的に助成しており、スプリンクラーの設置だけでは補助対象となるのは困難と思われれます。

◇会長 何かご質問やご意見は、ありませんか。

◇委員 23ページから24ページにバリアフリー化の記述がありますが、公園のトイレが徐々にバリアフリー化されてきているようで、身体障害者団体連合会でも公園のトイレの状況を見て回るようになっていきます。障害者にとって使いやすいトイレは高齢者・一般の人にとっても

使いやすいので、設置を進めて行って欲しいと思います。

◇委員 19ページの(3)の⑤に卓球バレーや風船バレー等という記述がありますが、他にも色々な競技があるので、競技種目は書かない方が良いのではないですか。

また、【これからの取組み】の①のところで、項目が(3)文化芸術活動、スポーツ等の振興となっているので、下線部は、「文化芸術活動、スポーツ等を楽しむことができるよう」とした方がいいのではないのでしょうか。

◇事務局 パブリックコメントに具体例をあげて欲しいという意見があったため県から情報提供を受けているものを記載することにしました。

◇委員 国のスポーツ振興計画等で競技名を記載しているものは見たことが無いのですが。具体例は出さず、スポーツボランティアや指導者の養成講習会等という記述にするのはどうでしょうか。

◇事務局 持ち帰って協議して決定したいと思います。

◇会長 その他に何かご質問やご意見は、ありませんか。

◇委員 障害福祉計画もそうなんですが、表紙にこの計画はどういう法律に基づき、何を目的にしているという記載があった方が良いのではないのでしょうか。もちろん中まで読めばわかるのですが。

◇事務局 そのようにしたいと思います。

◇会長 その他に何かご質問やご意見は、ありませんか。

[他に委員から質疑はなかった。]

◇会長 それでは障害福祉計画についての説明をお願いします。

[事務局より障害福祉計画について、パブリックコメントを受けて、修正した点を説明する。]

◇会長 今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問は、ありませんか。

[委員から質疑はなかった。]

◇会長 それでは、障害者計画及び障害福祉計画についての今後の予定をお願いします。

[事務局より今後の予定を説明する。：来週末までにパブリックコメントへの対応及び最終案を確定し、月末までには障害者計画及び障害福祉計画をホームページ上で公表する。]

◇会長 それでは、議事の(3)「その他」について、事務局より何かありましたらお願いします。

[事務局より資料の8～9ページについての説明をする。]

◇会長 今の事務局からの説明について、何かご質問は、ありませんか。

◇委員 権利擁護事業は県の事業ではありませんか。

◇事務局 地域福祉権利擁護事業は県と市町の社会福祉協議会が行っています。ここに記載しておりますのは障害者虐待防止や成年後見等を含めた広い意味での権利擁護です。

◇会長 その他に何かご質問やご意見は、ありませんか。

[委員から特に意見等はなかった。]

◇会長 せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かございましたら、お願いします。

[各委員から今年1年を振り返っての意見・感想等をひとことずつ発言していただいた。]

◇会長 本日より予定されていた議事は全て終了いたしました。皆様お疲れ様でした。